

# 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む、以下同様とする。）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 開設者

(1) 法人名	社会福祉法人 かしま福祉会
(2) 法人所在地	島根県松江市鹿島町北講武 885 番地 6
(3) 電話番号	0852-82-9710
(4) 代表者氏名	理事長 大間恒子
(5) 設立年月日	平成14年 3月 8日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所・平成15年 3月 1日指定 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年 4月 1日指定 松江市 3271190062 号 ※当事業所は、特別養護老人ホームあとむ苑に併設されています。 要介護又は要支援状態になった方が、日常生活を営むために必要な事業所の居室及び共用施設等を使用し、日常生活上の世話及び機能訓練等を受けることにより、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。				
(2) 事業所の目的					
(3) 事業所の名称	特別養護老人ホームあとむ苑				
(4) 事業所の所在地	島根県松江市鹿島町北講武 885 番地 6				
(5) 電話番号	0852-82-9710				
(6) 管理者職氏名	施設長 大間恒子				
(7) 事業所の運営方針	① 事業所の職員は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、その立場に立った介護サービスの提供に努めます。 ② ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に介護サービスを提供します。 ③ 介護サービスについて、常にその質の評価を行い、改善を図ります。				
(8) 開設年月日	平成15年 3月 1日				
(9) 営業日及び営業時間	<table border="1"><tr><td>営業日</td><td>年中無休</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>8時30分～17時30分</td></tr></table>	営業日	年中無休	受付時間	8時30分～17時30分
営業日	年中無休				
受付時間	8時30分～17時30分				
(10) 通常の送迎の実施地域	松江市大橋川以北（美保関町、八束町を除く）				
(11) 利用定員	5人+空きベッド数				

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。個室など利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に

沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	16室	従来型個室
3人部屋	1室	多床室
4人部屋	7室	多床室
合計	24室	
食堂・機能訓練室	1室	
浴室	1室	一般浴室、車椅子専用入浴装置、特殊浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。

#### 4. 職員の状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
1. 管理者	1名（常勤）
2. 医師	1名（常勤）
3. 生活相談員	1名（常勤）
4. 介護職員	10名（常勤 8名 非常勤 1名 介護支援専門員と兼務 1名）
5. 看護職員	4名（常勤 1名 非常勤 2名 施設長と兼務 1名）
6. 介護支援専門員	1名（介護職員と兼務）
7. 管理栄養士	1名（非常勤）
8. 機能訓練指導員（看護職員が兼務）	1名（看護職員と兼務）
9. 運転手	1名（介護職員と兼務）
10. 清掃員	1名（常勤）
11. 総務員	1名（常勤）

※特別養護老人ホームあとむ苑介護老人福祉施設職員と兼務

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	8:30～17:30
2. 生活相談員	8:30～17:30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅勤 10:00～19:00 夜勤 16:00～ 9:00
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:30～17:30
5. 介護支援専門員	8:30～17:30
6. 機能訓練指導員	看護職員が兼務

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

### (1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

③送迎

- ・送迎が必要な場合に、ご利用者の居宅と事業所の間の送迎を行います。

④入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な毎日が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

次頁の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

平成27年8月1日以降 一定以上の所得がある方は2割負担の場合があります。  
介護保険負担割合証の提示をお願いします。

下記の表は介護保険負担割合が1割の場合の料金表です。

①短期入所生活介護費

(1日当たり)

1.要介護度とサービス利用料金 (多床室)	要介護度1 5.960円	要介護度2 6.650円	要介護度3 7.370円	要介護度4 8.060円	要介護度5 8.740円
2.うち、介護保険から給付される額	5.364円	5.988円	6.633円	7.254円	7.866円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	596円	665円	737円	806円	874円
1.要介護度とサービス利用料金 (従来型個室)	要介護度1 6.030円	要介護度2 6.720円	要介護度3 7.450円	要介護度4 8.150円	要介護度5 8.840円
2.うち、介護保険から給付される額	5.427円	6.048円	6.705円	7.335円	7.956円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	603円	672円	745円	815円	884円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

下記の表は介護保険負担割合が1割の場合の料金表です。

②介護予防短期入所生活介護費

(1日当たり)

1.要介護度とサービス利用料金 (多床室)	要支援1 4.460円	要支援2 5.550円
2.うち、介護保険から給付される額	4.014円	4.995円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	446円	555円
1.要介護度とサービス利用料金 (従来型個室)	4.510円	5.610円
2.うち、介護保険から給付される額	4.059円	5.094円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	451円	561円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

③当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、居住費・食費の負担が軽減されます。負担限度額認定を受けておられる方は提示をお願いします。負担限度額認定証に記載されている金額をお支払いいただきます。

(1日当たり)

区分	居住費		食費
	多床室	従来型個室	
利用者負担 第1段階	—	380円	300円
利用者負担 第2段階	430円	480円	600円
利用者負担 第3段階①	430円	880円	1,000円
利用者負担 第3段階②	430円	880円	1,300円
利用者負担 第4段階	915円	1,231円	1,445円

☆ 負担限度額認定の適用要件を満たす方は保険者の介護保険課で申請をお願いします。

④送迎加算（片道につき）

料金	うち介護保険から給付される額	自己負担額
1,840円	1,656円	184円

⑤サービス提供体制加算Ⅰイ

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上配置されている事業所は加算が発生します。

(1日当たり)

料金	うち介護保険から給付される額	自己負担額
220円	198円	22円

⑥夜勤職員配置加算

夜勤を行なう介護職員・看護職員の数が、最低基準を一人以上上回っている事業所は加算が発生します。

料金	うち介護保険から給付される額	自己負担額
130円	117円	13円

⑦若年性認知症利用者受入れ加算

若年性認知症の利用者に短期入所生活介護を行った場合 加算が発生します。個別の担当者を決めて対応していきます。⑨を算定している場合は算定できません。

(1日あたり)

	サービス利用料金	うち介護保険から給付される額	自己負担額
宿泊による受入れ	1,200円	1,080円	120円

⑧ 介護職員待遇改善加算（I）

所定単位数に14%を乗じた単位数の1割負担

(1月あたり)

⑨療養食加算について

医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の食事を提供した場合には、加算が生じます。

療養食加算 一食につき 8 単位（一日 3 回を限度とする）

⑩ 認知症行動、心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であると判断し、認知症自立生活度がⅢ以上である方であるとき、加算が発生します。

（一日あたり 200 単位 利用開始から起算して 7 日を限度として加算されます。）

⑪ 緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家庭の事情により介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められ方で、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を行った時加算が発生します。利用開始から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない場合 14 日）を限度として加算されます。

（一日あたり 90 単位）⑨を算定している場合は算定しません。要支援の方は対象外です。

⑫ 長期利用者に対する短期入所生活介護について

連続して 30 日を超えて利用している場合は、所定単位数から 1 日につき 30 単位が減算されます。要支援の方は対象外です。

（2）（1）以外のサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 理美容サービス

月に 1 回、理美容師の出張による理美容サービス（調髪、顔剃）がありますのでご希望の方は可能な限り日程調整致します。利用料金は内容により異なります。

② 電気使用料（電気毛布、テレビ、在宅酸素等を使われた場合）1 日 50 円を負担していただきます。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。材料代等の実費をいただく場合があります。

④ 死後処置料

施設内でお亡くなりになられ処置等をおこなった場合料金を負担していただきます。

（2~4 万 時間帯により異なります）

⑤ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

・通常の事業の実施地域を越え 1 kmあたり 10 円で算出した額

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1 カ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、請求書の発行日から換算して、14 日以内に以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア. 窓口での現金支払いの方法

イ. 事業者の指定する金融機関口座に振込みする方法

ウ. ご利用者の金融機関口座から自動引き落としする方法

ご利用できる金融機関：ご相談に応じます。

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者に申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議するものとします。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

### 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

### 7. 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。ご家族に医療機関受診時の付き添いをお願いすることがあります。体調が安定しない、安静が必要などご利用者の状態に特変が生じた場合の過ごし方についてご相談させていただくことがあります。居宅ケアマネジャー、ご家族と連携をとり対応します。

### 8. 事故発生への対応について（サービス提供中に発生した事故）

- (1) ご利用者の症状や状態に応じて速やかに家族への連絡を行うとともに、医師・看護師と連携し適切な対処をいたします。また、必要に応じて行政機関への報告を行います。
- (2) 事故防止対策委員会にて原因を追求し、再発防止につとめます。
- (3) 契約書第10条・11条に従い、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償責任を履行いたします。

### 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 11. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### （1）事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 水野 奈緒

○受付時間 8：30～17：30（土・日・祝日除く）

○電話番号 0852-82-9710

受け付けた苦情に関しては、苦情処理対策委員会にて問題解決につとめます。なお、解決後は、内容を玄関の掲示板に掲示いたします。また、苦情受付ボックスを玄関に設置しておりますので、ご利用ください。苦情内容・解決内容については、広報誌にて開示いたします。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

松江市介護保険課	所在地 松江市末次町86番地 電話番号 0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	所在地 松江市学園南1丁目7-14 電話番号 0852-21-2811

## 12. 第三者評価実施 なし

## 13. 情報の提供について

事業者は利用者の援助を行う場合、利用者に関する必要な情報を提供する事にあらかじめ同意を得るものと致します。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームあとむ苑

説明者職名 介護支援専門員 氏名 井上 克利 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印